

令和2年第3回住田町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和2年3月6日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第13号
住田町死亡獣畜取扱場設置管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 2 議案第15号
住田町まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第16号
住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第17号
住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第18号
住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第19号
住田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第20号
住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第21号
道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第22号
道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第23号
住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第24号
住田町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第25号
岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村

総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

日程第 1 3 議案第 2 6 号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

日程第 1 4 議案第 2 7 号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

日程第 1 5 議案第 2 8 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第 1 6 諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 1 7 議案第 1 号

令和 2 年度住田町一般会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 1 8 議案第 2 号

令和 2 年度住田町国民健康保険特別会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 1 9 議案第 3 号

令和 2 年度住田町介護保険特別会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 2 0 議案第 4 号

令和 2 年度住田町後期高齢者医療特別会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 2 1 議案第 5 号

令和 2 年度住田町簡易水道事業会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 2 2 議案第 6 号

令和 2 年度住田町下水道事業会計予算

(予算審査特別委員会)

日程第 2 3 住田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第 2 4 令和 2 年度議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 菊池宏君

.....

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	熊谷公男君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	横澤則子君
町民生活課長	梶原ユカリ君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	佐々木光彦君
建設課長	山田研君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	紺野勝利君
林政課長	千葉純也君	教育次長	伊藤豊彦君

事務局職員出席者

議会事務局長 松田英明 係長 松本円

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第13号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第13号 住田町死亡獣畜取扱場設置管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第13号 住田町死亡獣畜取扱場設置管理に関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

住田町死亡獣畜取扱場につきましては、化製場等に関する法律の規定に基づき、死亡獣畜処理の適正を期するため昭和55年住田町上有住字新田地内に設置され埋却処理をしてまいりました。しかしながら、近年、畜産業における死亡獣畜の処理につきましては、農場内での焼却処理や、一部保管後外部委託業者における処理、加工工場隣接のレンダリング施設への搬入等、各事業者による処理ルートが確立されており、死亡獣畜取扱場の需要がなくなり、埋却の実績もないところであります。

また、長年埋却を行ってきたことにより、取扱場の土地も飽和状態となってきたところであります。

これらを踏まえ、廃止について地域からの強い要望もあり当該条例を廃止しようとするものであります。

附則として、施行期日を令和2年4月1日としようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） おはようございます。

やっこの新田地区の死亡獣畜取扱場が閉鎖になるということで、地域の皆さんは安堵していると思います。それで、家畜伝染病等が発生した場合に、埋却予定の選定済みの町有地は公衆衛生上、地域の水源地付近であってはならないというふうに考えますが、そのことをまず確認をしたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 緊急時の対応につきましては、基本的にそれぞれの農場の近くに土地を確保することとなっております、家畜衛生保健所と協議しながらそれぞれの農場進めていると捉えています。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 住田町死亡獣畜取扱場設置管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 住田町死亡獣畜取扱場設置管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第15号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第15号 住田町まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第15号 住田町まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、住田町まちづくり応援寄附金を財源として行う事業の区分を改正しようとするものであります。改正前の事業区分（4）住民活動団体の支援に関する事業は継続し、その他の事業区分については次期住田町総合計画案第5章、政策分野の取り組み方向に掲げる17の政策分野と整合させ、まちづくり応援寄附金を財源とした事業推進を図ろうとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 住田町まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 住田町まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例は原案

のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第16号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第16号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第16号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は定住促進空き家活用住宅第3号を追加しようとするものであります。所在地は住田町世田米字世田米駅10番地1、構造は木造2階建、延べ床面積124.22平方メートル、月額家賃は4万5,000円としようとするものであります。3月中旬に改修工事が完了する予定であり、その後入居者の募集、及び内覧会を実施しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 住田町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第17号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第17号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 議案第17号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税条例の所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文に沿って御説明いたします。

1ページをごらんください。

改正する条例中、第2条第2項は国民健康保険税の限度額を61万円から63万円に引き上げようとするものであります。同条第4項につきましては、介護給付金課税額の限度額を16万円から17万円に引き上げようとするものであります。第23条第1項の改正につきましても、国民健康保険税及び介護給付金課税額の引き上げに伴う条文改正であります。同条第1項第2号の改正につきましては、国民健康保険税の軽減基準額について5割軽減の判定基準の算定の際の一人当たりの基準額を28万円から28万5,000円に引き上げるものであります。

続いて2ページをごらんください。

上段の新旧対照表の改正条文第3号につきましては、5割軽減と同様に2割軽減の判定基準の算定の際の一人当たりの基準額を51万円から52万円に引き上げようとするものであります。

附則第1条につきましては、施行日を令和2年4月1日とするものであります。第2条につきましては、改正後の条文について令和2年度課税から適用するための条文となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第18号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第18号 住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第18号 住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条

例についての提案理由を御説明いたします。

今回の一部改正は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。法律の改正内容は、給水装置工事事業者の指定について更新が必要になったことに伴う規定の改正であります。これに伴い、本町においても簡易水道事業給水条例を改正しようとするものであります。

対照表により御説明いたします。

1 ページをごらんください。

第28条(2) その他の手数料の表の区分に、更新申請手数料、種別に、給水装置工事事業者更新申請を追加し、1件につき1万円の手数料を徴収しようとする改正であります。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 住田町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第19号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第19号 住田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第19号 住田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

今回の一部改正は、自転車を安全かつ円滑に通行させるための道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の改正をしようとするものであります。政令改正の内容は、車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定し、あわせて自転車通行帯の設置要件を規定する改正であります。これに伴い、本町においても町道の構造の技術的基準等を定める条例を改正しようとするものであります。

対照表により御説明いたします。

1ページをごらんください。

第5条は、車線により構成される車道から除く部分に自転車通行帯を追加する改正であります。

第7条第2項は、副道の幅員から自転車通行帯を除く改正であります。

第9条の2は、自転車通行帯を設ける基準、自転車通行帯を設ける場合の幅員について定めるため、条項を追加するものであります。

2ページをごらんください。

第10条は、自転車道を設ける設計速度の基準を定める改正であります。

第11条は、自転車歩行者道を設ける道路から自転車通行帯を設けている道路を除く改正であります。

第12条は、歩道を設ける道路の各側に自転車通行帯を設ける改正であります。

第33条の(3)は、待避所を設ける車道の幅員から自転車通行帯を除く改正であります。

3ページをごらんください。

第42条は、道路の小区間改築の場合の特例に自転車通行帯を設ける場合の幅員を追加す

る改正であります。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 住田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 住田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第20号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第20号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第20号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

今回の条例改正は町営住宅の老朽化に伴い、町営住宅2戸を廃止するものであります。別表をごらんください。

昭和31年度建築、中上団地の5戸を2戸廃止し、3戸に改正するものであります。

次に、附則でございます。この条例は交付の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第21号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第21号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第21号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を御説明いたします。

今回の一部改正は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。政令の改正の内容は道路占用料の改正であります。岩手県では政令の改正を受け、所在地区分ごとの県内市町村の固定資産税評価額及び道路割合に基づき算出された県独自単価により道路占用料徴収条例を改正したところであります。本町においては、従来から県に準拠した単価を採用していることから、県と整合性を図るため条例改正をしようとするものであります。

対照表により御説明いたします。

1 ページ、別表、第2条関係をごらんください。

2 ページにかけての法第32条第1項第1号は電柱、電線、変電などに係る占用料の改正であります。

2 ページをごらんください。

同条同項第2号は水管、下水道管、ガス管などに係る占用料の改正であります。

同じく第3号及び第4号は鉄道、軌道、雪よけなどに係る占用料の改正であります。

3 ページにかけての同じく同条同項第5号は地下街、地下室、通路などに係る占用料の改正であります。

3 ページをごらんください。

同じく第6号は露店、商品置場などに係る占用料の改正であります。

4 ページにかけての政令第7条第1号は看板、標識、旗ざおなどに係る占用料の改正であります。

4 ページをごらんください。

同じく第2号は、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る占用料の改正であります。

同じく第3号は、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設などに係る占用料、乗率の改正であります。

同じく第4号、第5号は工事用板囲、足場、詰所、土石、竹木、瓦などに係る占用料の改正であります。

同じく第6号、第7号は仮設店舗、仮設建築物などに係る占用料の改正であります。

同じく第8号は食事施設、購買施設など、第9号はトンネル上部、高架路面下の事務所、店舗などに係る乗率の改正であります。

同じく第11号は、トンネル上部、高架路面下の応急仮設建築物などに係る乗率の改正であります。

同じく第12号は、車輪止め装置などに係る乗率の改正であります。

次に、附則でございます。施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第22号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管

理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第22号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、議案第21号で道路占用料徴収条例の一部改正がなされたところですが、道路法等の適応を受けない公共用財産いわゆる法定外公共物であります。この占用料について道路占用料徴収条例に規定している占用料を準用していることから、合わせて一部改正を行うものであります。

改正の内容についてであります。別表中の1、土地占用料に分類されている占用物件の占用料の金額及び乗率を改正するものであります。

対照表により御説明いたします。

1ページから2ページ目にかけてが電柱、電線、変圧塔など2ページ目上段が水管、下水道管、ガス管など、次が、鉄道、軌道、雪よけなど、次が通路、浄化槽など、次が露店、商品置場など、3ページ目にかけて看板、標識、旗ざおなど、次が太陽光発電設備及び風力発電設備、次が津波避難施設、次が工事用板囲、足場、詰所など、4ページ目にかけてトンネルの上、または高架道路の下の事務所、店舗など、次が非常用災害時の応急仮設住宅、次が自転車や原動機付自転車など、車止め装置などであります。

5ページ目、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第23号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第23号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議案第23号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもので、それに対応して運営に関する部分として、職員を規定する条文を改正しようとするものです。

改正する条文等について、対照表、改正後の欄により説明いたします。

第10条についての改正となります。第3項に研修の実施者を追加するものです。同項第4号を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改めるものです。同項第9号の次に1号を加え、第10号とし、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が適当と認めたものと定めるものです。

附則は、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 子供たちの放課後の健全育成につきましては、世田米については学童保育、放課後児童クラブ、有住のほうでは子ども教室ということで現在やらせてもらってるわけですが、学童保育につきましては以前にもいろいろ問題があつて、現在はハード的には低学年の皆さんは世田米のふれあい館ということと、高学年はこちらの生活センターのほうの右側のほうにあるわけですが、場所がいろいろ分散してて、この支援員の方々もなかなか効率的に動けないという部分があるわけですが、これからいろいろこの改善センターのこともあるんだと思いますが、どのような基本的な考えで学童クラブとか子ども教室を考えてるのかお尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 暫時休憩をお願いします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 施設の件につきましては後ほどということで、今は職員のほうの配置ということでのいい方向に緩和されるわけですが、いずれ分散しているというふうな中で、支援員の方々の配置がなかなか難しいという部分があります。その辺のところの町としての支援といいますかね、そのようなところをどういうふうにかけているのかお尋ねいたします。
教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 確かに、分散していれば効率的には人員がより必要になるといったことで、運営には負担になることが多いかと思っておりますので、今後施設整備ということが検討される場合においては、1カ所での運営というのが望ましいというふうには考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第24号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第24号 住田町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第24号 住田町監査委員条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の一部改正は地方自治法等の一部改正等に伴い、住田町監査委員条例の一部を改正しようとするものであります。改正の内容は一部改正による条項ずれに伴う所要の整備及び補則の追加であります。

対照表をごらんください。

第4条中、第243条の2第3項を第243の2の2第3項に改めようとするものであります。第13条として補則についての条項を追加しようとするものであります。

附則であります。施行期日を令和2年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号 住田町監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 住田町監査委員条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第25号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第25号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第25号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて説明いたします。

令和2年3月31日をもって解散する盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合について、同日

をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及びこのことに伴い岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについての協議に関し、議会の議決を求めるものであります。

議案の2枚目は組合規約の一部を改正する規約で、別表第1を右側の表のとおりに改めようとするものであります。

3枚目が組合規約の新旧対照表であります。

3枚目をごらんください。

変更前下線部の盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を削除しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第26号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて説明いたします。

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行うことについての協議に関し議会の議決を求めるものであります。

議案の2枚目は財産処分に関する協議書であります。

退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行う内容のものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第27号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、議案第27号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第27号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由を御説明いたします。

今回、町道認定をしようとする路線は、路線名、火石1号線、起点住田町世田米字火石5番1地先から終点世田米字火石33番28地先までの延長844.2メートルの道路で、国道340号に接続する路線であります。

路線図をごらん願います。

赤で示した部分が認定しようとする路線で、丸印が起点を、矢印が終点をあらわしています。この路線は起点が国道340号に接続し、終点が国道340号火石交差点付近となり、沿線には住居個数3戸以上の集落を形成し、相互に連絡する道路であることから、新たに町道として認定し管理するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） この路線の認定には全然問題ないと思うんですが、ただ、この新しい町道を管理することによりまして、340号線もあるわけですが、全部和山の沢に排水雨量とかの水が全部集中することになってるわけなんですね。それで、前々は農地がありましたから、それなりに田んぼ沿いに排水する構造があったわけですが、今そういうふうに工場

用地となりまして駐車場とか。今度の道路のやつでは全部和山の上から来る沢のところに入って来るわけなんです。新しい道路の国道のやつも全部入ってきますので、こういうときにもし大雨が降ったときの管理上は大丈夫なのかについて伺いたします。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 国道の管理ということでよろしいのでしょうか。

[発言する人あり]

○建設課長（山田 研君） 路線として新しく町のほうに移管になるわけでございます。そのような状況が確認されるときに、町で直接確認をし、対応すべき部分があれば対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 一部、和山地区民から聞きますと、今気仙川の工事をやっています、ゲートがつくわけですが、自然の流れで気仙は低ければ問題がないんですが、もしいっぱいになれば自然と気仙川のゲートが閉まることになっているんです。そうすると、和山のほうの水が貯まるわけなんですよね。それが順次こうなってるんですが、地元の人たちはそのゲートより高くなったときに排水仕切れなくなると、また冠水するおそれがあるんじゃないのかという心配の声があるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 県の河川工事のほうとも連絡をとりながら現地で確認をし、対応してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 町道路線の認定に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第28号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明いたします。

初めに、議案書3枚目の奥土倉辺地総合整備計画変更新旧対照表をごらんください。

今回の変更は観光・レクリエーション施設滝観洞の洞内安全対策及び浄化槽設置事業並びに滝観洞観光施設改築事業を見込んだ辺地事業債予定額の増に伴う河川部分の変更であります。整備を必要とする事情は、滑落、危険性のある滝観洞内の安全対策や、昭和46年に建設された滝観洞観光センター老朽化によるものであります。整備計画年度については元号の改正に伴う字句の修正を行うものであります。事業費については、1,258万2,000円を4,510万8,000円に変更しようとするものであります。

次に、議案書2枚目の総合整備計画の変更理由書をごらんください。

2. 変更後（第1次変更）、（1）から（3）の事業費は計画変更作業スケジュールの都合上、（1）滝観洞浄化槽設置事業費は令和元年度一般会計予算、令和2年度一般会計予算案に基づくもの。（2）滝観洞洞内安全対策事業は令和2年度一般会計予算案及び令和元年度開発計画に基づくもの。（3）滝観洞観光施設改築事業については、令和元年度開発計画に基づくものであります。なお、辺地に係る公共的施設の総合整備計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第4項に基づき、あらかじめ

め岩手県と協議し、同意を得た上で同法第3条第8項の規定により準用する。第1項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回の総合整備計画変更にかかわっての条項の新旧対照表のところからお伺いしますが、滝観洞の滑落危険性のある洞内の安全対策ということで載せられておるわけでありまして。これまでの洞内の安全対策についての点検等の取り組みはどのように行われてきたものかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 管理しております観光開発のほうで常時点検をしてるというふう
に捉えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 管理者で確認をしているということではありますが、地形とか岩の形質とかということを見ると、やはり第三者、あるいは学識・有識者の点検も定期的に行っていくということが必要ではないかと考えられますが、その辺の考え、あるいはこれまでそういった確認等をとった経緯があるものかどうかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 入洞者からさまざまな意見を聞いたりしているわけですが、新年度におきましては、安全対策についての設計を予定しているというところでありまして、その中でしっかりと点検をして改善していきたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） これまで洞窟等に関心のある方、ワンダーフォーゲル部とか、さまざまな学生とか、大学の先生方もおいでになったりして、洞内、あるいは類似の施設の点検等も調査してきたようなこともありますから、今後も知名度を高めていくという部分でも、そういった方々との連携による安全性を知らせていくということが大切であると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 全くそのとおりで、安全性を大事にするということで今回設計に

取り組むということになっております。今後も安全をとということを念頭に組み組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 滝観洞の整備計画がいよいよ進んでいくんだなということで、まず期待もあるわけですが、そこで、今回の変更というのは今までの1, 250万円から全体でまず4, 500万円ほどに変更になるということで、それで令和元年度は既に終わりますので、そうしますと、あと4年間の中でやっていくということになると思いますが、年次的にはどういうふうな形で進めていくと、2年目、3年目、4年後とかどういう計画で進んでいくのかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 滝観洞安全対策の設計については、令和2年ということになっておりますし、令和2年度に滝観洞再開発の基本設計ということに取り組んでいくということにしておりますので、詳しくは其中で検討していくということになるかと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 令和2年度は基本設計をやっていくということで、前にも新聞等でも取り上げられたんですが、地域デザイン会議とかいう形でも検討していくというふうに捉えておりますが、ぜひ地元の方々の代表の方とか、あるいはここを管理をしている観光開発さんとも十分にその中で協議をしていただきながら進めていっていただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 再開発の基本設計に取り組むに当たっては、当然のように地元の方々、あるいは観光の関係者の方々と意見交換をしながらその設計を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

○議長（瀧本正徳君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

◎日程第16 諮問第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

職員に朗読させます。

○事務局長（松田英明君） 諮問第1号。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町世田米字窪田 8 番地 4。

氏名、菅野義光。

生年月日、昭和 28 年 3 月 20 日。

令和 2 年 2 月 25 日提出。

住田町長、神田謙一。

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君

○町長（神田謙一君） 人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権擁護委員法第 6 条第 3 項によるもので、市町村議会の意見をいただいて法務大臣に推薦することとなっているものでございます。

現在、町内に 4 名の人権擁護委員がおります。その中の 1 名が令和 2 年 6 月 30 日で任期満了となりますので、1 名の人権擁護委員としての推薦について皆様の御意見を伺うものでございます。

人権擁護委員に菅野義光氏を推薦いたしたく、同意を求めるものであります。

菅野義光氏は、昭和 28 年 3 月 20 日生まれ、66 歳でございます。菅野氏は岩手県職員として県立学校や県教育委員会事務局に勤務し、平成 25 年 3 月に退職なされました。平成 31 年 4 月からは下在地区公民館長を務めるなど地域活動にも熱心に取り組み、地域から頼られる存在であります。子供や高齢者についての関心も高く、人権擁護委員として適任者であるというふうに考えてございますので、新任としての推薦をしようとするものであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので討論を省略します。

これから、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

菅野義光さんを人権擁護委員として推薦することについて適任と認めることに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、菅野義光さんを人権擁護委員として推薦することについて適任と認めることに決定しました。

○議長（瀧本正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

◎日程第17 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第17、議案第1号 令和2年度住田町一般会計予算、日程第18、議案第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第19、議案第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計予算、日程第20、議案第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議案第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第22、議案第6号 令和2年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（松田英明君） 令和2年3月6日住田町議会議長、瀧本正徳様。

予算審査特別委員会委員長、佐々木春一。

予算審査特別委員会審査報告書。

令和2年2月28日、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、

住田町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記1、事件名、議案第1号 令和2年度住田町一般会計予算、議案第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計予算、議案第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計予算、議案第6号 令和2年度住田町下水道事業会計予算。

2、審査年月日、令和2年3月2日、3日、4日。

3、審査の結果、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、いずれも原案を可とする。

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、佐々木春一君。

○予算審査特別委員会委員長（佐々木春一君） 国民の間で不安が広がっている新型コロナウイルスの感染拡大が続く中での、第3回住田町議会定例会となりました。安倍首相が突如要請した小中高校と特別支援学校への全国一律休校は、子供、親、学校や学童保育の現場に混乱を生み出しています。国には、教育、医療、経済など各分野で直面している深刻な問題解決のため、科学的な感染症対策と財源を伴う医療・検査体制の抜本的強化、休業補償、経済対策を早急に打ち出すことが求められます。町としては、新型コロナウイルスがどういう病気で、全国でどういうふうに感染が起こっているのか、正しい情報をきちんと町民に提供し、対応策を判断してもらいたいものであります。

それでは、委員長報告をいたします。

去る2月28日、本委員会に付託されました令和2年度住田町一般会計予算及び国民健康保険と介護保険、後期高齢者医療の各特別会計、新年度から公営企業会計となった簡易水道と下水道事業会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

予算審査特別委員会は、2月28日の本会議で設置され、委員長には私、佐々木春一、副委員長には、高橋靖君が選出されました。

委員会の審査経過と結果につきましては、ただいま、事務局長が朗読したとおりであります。

私からは、代表的なものについて御報告いたします。

本予算は、一般会計50億円で、前年度当初比で2億4,700万円、5.2%の増となっております。要因は、上有住地区公民館や町営住宅の各新築整備などを盛り込み、平成28年度以来4年ぶりの50億円台となりました。

特別会計は、国民健康保険が6億7,762万円で前年度当初比3.1%減、介護保険のうち保険事業勘定が10億2,827万円、前年度当初比5.2%増、介護サービス事業勘定が260万円で前年度当初比68.0%増、後期高齢者医療が7,333万円で前年度当初比3.5%増となりました。

新年度から公営企業会計となった簡易水道事業の収益的収入は1億7,427万円で、支出が1億5,323万円。資本的収入は1億1,726万円で、支出は1億4,879万円。下水道事業の収益的収入は1億8,214万円で、支出は1億5,040万円。資本的収入は4,226万円、支出は4,494万円となりました。

町長は、持続可能なまちづくりに向けて「現状を保つことではなく、新たな課題に対応するために常に一步先を行く」と所信を述べられました。

令和2年度は、町長就任時から掲げる「医・食・住」の充実を見据えた重点施策を新年度からの総合計画に盛り込み、「支え合う共生の町」を実現するため将来をしっかりと見据えながら着実に歩みを進め、人口対策や生活環境対策、所得対策として盛り込んだ各種振興策の方向性が示された予算編成となっております。

審査での主な質疑の内容を報告します。

歳入では、人口減少が進む中で町民税や固定資産税の徴収見込み。国からの森林環境税や地方交付税、補助金など財源確保に向けた見通しが問われました。

歳出の総務費では、4年目を迎える住民交流拠点施設・まち家世田米駅の指定管理のあり方。町づくり事業費補助金、婚活や移住の支援金活用方法。民生費では、今年9月で大股地区を運行していた県交通バスの中井線が廃止となる中、コミュニティバス運行の検討、放課後児童クラブの運営などの子育て支援。衛生費では、保健医療介護の連携体制構築に向けた訪問看護事業への支援、町民の健康づくりに向けた検診と生活習慣病予防などの保健推進。農林業費では、担い手農家の育成、集落営農推進、鳥獣被害対策、新たな森林経営管理に向けた森林所有者意向調査、FSC森林管理認証による森林整備。観光費では、滝観洞の再開発など観光推進に向けた観光協会体制強化。土木費では、町道改良、高齢者用向け町営住宅新築工事。消防費では、自然災害に対応できる消防団や自主防災組織の体制整備。教育費では、児童・生徒が減少する中での、小中学校の教育環境整備、住田高校の魅力化、地域交付金を生かした小さな拠点づくりとしての地区公民館の取り組みなど。多様な質疑が交わされました。

総じて、委員会の審査中、各事業への指摘や貴重な意見が出されました。今後の予算執行

に当たって、十分に生かしていただき、町民の声をよりどころに、住民が主役の協働によるまちづくりを一層推進されることを期待いたします。

審査の結果は、令和2年度一般会計予算及び3、特別会計予算、2、事業会計予算は賛成全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

新年度からの町総合計画では、豊かな緑と水に生まれ、安らぎとにぎわいが調和する共生のまち住田を基本理念とし、誰もが活躍できる地域共生社会の実現が柱であるとしています。

住田町の将来を真剣に考え、行動していく人々が生まれてくることを切に願い、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 3番、佐々木初雄であります。

令和2年度住田町一般会計予算、3つの特別会計予算、簡易水道事業会計予算及び下水道事業会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

昨年10月に発生した台風19号は本町によって初めて大雨特別警報が発表され、改めて防災対策と、自助・共助の大切さが重要なことを感じたところであります。住田町人口ビジョン・総合戦略・総合計画が策定、実施され、5年が経過し、次期計画の策定に向け取り組んでいます。衣・食・住の充実を掲げる神田町政は、人口減少など多くの課題がある中、町民の福祉の向上を願い、支え合う共生の町を実現するために取り組んでいるところです。

令和2年度当初予算は予算審査特別委員会において三日間にわたり、慎重審議が行われました。予算規模は一般会計の総額は50億円で、前年度当初予算比2億4,700万円の増であります。これは上有住地区公民館の建てかえや、町営住宅の整備などが大きな要因であります。これまで、特別会計で行っていた簡易水道事業特別会計と、下水道事業特別会計は新年度から住民サービスを将来的にわたって継続するため、公営企業会計処理で経営も鑑みながら安定した飲料水の確保と、水質の保全に努めるとしています。

一般会計歳入では、町税など自主財源は15億877万円で、構成比30.2%、地方交

付税など依存財源は34億9,123万円で、構成比69.8%であり、依存財源に大きく頼る予算編成となっております。

主な歳出は、新規事業では産業の振興を目指して農をつなぐプロジェクトとしての地域おこし協力隊設置事業、未来に向けての森林経営管理事業、そして利用者の暮らしの環境の向上に向けた高齢者生活福祉センターの改修などで、継続事業を含めた施策の展開で町民の所得の向上と、福祉の充実を期待するものであります。

子育て支援では、新すみた幼児教育（保育）プランを基本とし、就学前教育と小学校の滑らかな継続を進めながら、家庭と連携し、自立の基礎となる子供たちの健康と豊かな感性、及び想像力を育成する施策。令和2年度が4年を期限とした委託期間の最終年度である地域創造学の活動は、関係者からも注目が高いことから、継続して指定を受けるよう努めるとしています。

また、町民の皆さんが生涯にわたって健康で明るく豊かな生活を営む上で、スポーツの担う役割がますます重要なことから、スポーツを身近に感じ、誰もが気楽に楽しむことができる生涯スポーツの推進を図るとしています。

一方、森林・林業日本一を目指すまちづくりに向けた木工団地2事業体の健全経営に向けた取り組みなど課題も多くありますが、総じて、限られた予算の中で優先度に応じて予算配分で住民の福祉施策の実現を目指し、諸施策に意欲を感じる予算であると評価します。

以上のことから、令和2年度の予算案において賛成するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで、討論を終わります。

これから、議案第1号 令和2年度住田町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 令和2年度住田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 令和2年度住田町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第2号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 令和2年度住田町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第5号 令和2年度住田町簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 令和2年度住田町下水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 令和2年度住田町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第6号 令和2年度住田町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 住田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（瀧本正徳君） 日程第23、住田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（瀧本正徳君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（瀧本正徳君） 再開します

ただいま、お手元に配付したとおり、選挙管理委員に、下有住字十文字 高橋美枝子君、世田米字竹ノ原 紺野敏郎君、世田米字清水沢 泉田静夫君、上有住字二度成木 佐々木邦夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、高橋美枝子君、紺野敏郎君、泉田静夫君、佐々木邦夫君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第一順位 世田米字啜畑 佐藤鉄男君、第二順位 上有住字下寒倉 高橋サチ子君、第三順位 世田米字田谷 大和田文雄君、第四順位 下有住字新切 水野司君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、第一順位 佐藤鉄男君、第二順位 高橋サチ子君、第三順位 大和田文雄君、第四順位 水野司君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第24 令和2年度議員派遣の件

○議長（瀧本正徳君） 日程第24、令和2年度議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

令和2年度 議員派遣の件については、お手元に配付しました一覧表のとおり派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度議員派遣の件については、お手元に配付しました一覧表のとおり決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第3回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員